

単位:千円

	対象事業所・施設(※1, 2, 3)	基準単価
短期入所系	短期入所生活介護事業所	27 / 定員
	短期入所療養介護事業所	27 / 定員
訪問系	訪問介護事業所	320 / 事業所
	訪問入浴介護事業所	339 / 事業所
	訪問看護事業所	311 / 事業所
	訪問リハビリテーション事業所	137 / 事業所
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	508 / 事業所
	夜間対応型訪問介護事業所	204 / 事業所
	居宅介護支援事業所	148 / 事業所
	福祉用具貸与事業所	-
	居宅療養管理指導事業所	33 / 事業所
多機能型	小規模多機能型居宅介護事業所(※4)	475 / 事業所
	看護小規模多機能型居宅介護事業所(※4)	638 / 事業所
入所施設・居住系	介護老人福祉施設	38 / 定員
	地域密着型介護老人福祉施設	40 / 定員
	介護老人保健施設	38 / 定員
	介護医療院	48 / 定員
	介護療養型医療施設	43 / 定員
	認知症対応型共同生活介護(※4)	36 / 定員
	養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅(定員30人以上)	37 / 定員
	養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅(定員29人以下)	35 / 定員

※1 事業所・施設等について、助成の申請時点で指定等を受けているものであり、休業中のものを含む

※2 各介護予防サービスを含むが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、一つの事業所・施設として取り扱う。

※3 介護予防・日常生活支援総合事業(指定サービス・介護予防ケアマネジメント)を実施する事業所は、訪問型は訪問介護事業所と、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じとするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所として取り扱う。

※4 小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護については訪問サービス又は宿泊サービスのこと。